

# 八戸市農業委員会 12 月総会議事録

日時：令和3年12月10日（金）午後1時31分

場所：八戸市庁 別館2階会議室C

## 出席委員

農業委員 19 名中 11 名

|               |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 加藤 浩幸 出   | 2 番 木村 武美 待機  | 3 番 澤向 敏一 出   | 4 番 三浦 豊 出    |
| 5 番 馬場 豊 出    | 6 番 阿達 福壽 待機  | 7 番 内沢 豊 出    | 8 番 籠田 悦子 出   |
| 9 番 長根 昭男 欠   | 10 番 赤坂 英夫 待機 | 11 番 狛守 文宏 待機 | 12 番 松橋 剛志 待機 |
| 13 番 中村 正記 待機 | 14 番 西野 茂雄 出  | 15 番 明戸 政勝 出  | 16 番 寺沢 和則 出  |
| 17 番 谷地 秀典 出  | 18 番 橋場 孝 欠   | 19 番 村上 正憲 出  |               |

農地利用最適化推進委員 22 名中 10 名

|                |              |               |               |
|----------------|--------------|---------------|---------------|
| 1 番 木村 弁一 待機   | 2 番 鈴木 朋弥 出  | 3 番 河原木 一実 待機 | 4 番 田名部 浩 出   |
| 5 番 上村 隆雄 待機   | 6 番 上野 輝彦 出  | 7 番 赤坂 力雄 待機  | 8 番 田中 忠二 出   |
| 9 番 三浦 勝浩 待機   | 10 番 山田 貴光 出 | 11 番 齋藤 正人 出  | 12 番 下館 敏 出   |
| 13 番 橋 由正 待機   | 14 番 梅津 孝敏 出 | 15 番 磯嶋 榮助 待機 | 16 番 高橋 政典 出  |
| 17 番 大倉 喜八郎 待機 | 18 番 金谷 由松 欠 | 19 番 坂 文雄 待機  | 20 番 上明戸 桂 待機 |
| 21 番 森 庄次郎 出   | 22 番 森 光男 待機 |               |               |

## 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）川名 雅之、農政GL 山崎 真史、  
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主査 佐藤 正樹、主査 若佐 秋奈、主事 工藤 悠万、  
主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間を少し過ぎましたけれども、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、B班の委員と三浦農業委員に御出席いただいております。

また、B班の委員のうち、長根農業委員、橋場農業委員、金谷推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

なお、三浦農業委員につきましては、昨日までで農業委員2名御欠席という状況を受けまして、定足数に10名ぎりぎりということで、急遽お願いして来ていただきましたので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

今年最後の憲章になります。今年1年、皆さんどういいう1年間だったでしょうか、と思いながら、この憲章を含めて、自分の活動も含めて、この憲章を、今年最後、大きな声で締めくくりたいと思いますので、唱和をよろしく願います。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今年もあつという間の師走ということで、1年を振り返りますと、営農型太陽光発電の問題

や米価の下落、JTによる葉タバコ農家に対する廃作の募集など、農業者や農業委員会にとって大変な1年だったと思っております。

米価の下落については、今日のデーリー東北にも掲載されておりましたが、助成金だけの問題ではなく、消費拡大に向けた取組や施策を講じて欲しいなと思って記事を拝見しました。

また、コロナウイルスは新しい変異株が出現し、感染力が強いと言われておりますけれども、気を緩めることなく感染対策をとって、委員会業務を進めてまいりたいと考えております。皆様には急な変更等もあるかもしれませんが、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、よろしくお願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、15番 明戸 政勝 委員、17番 谷地 秀典 委員両氏を指名いたします。

日程第 2  
会長

次に、日程第 2、議案第 42 号、別段面積の変更の必要性についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御説明いたします。

総会資料の 1 ページ及び A 4 版タテの 1 枚もので右上に参考資料と記載されている関係法令等を抜粋した資料を御覧ください。

農地の権利の取得につきましては、参考資料の上段に記載しております農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により、権利取得後における農地の耕作面積の合計が、都府県の場合は 50 a 以上なければ許可することができないとされておりますが、当該規定中のカッコ書きに記載のとおり、農業委員会が別段の面積を定め公示したときは、その面積以上であることが許可の要件となります。現在、本市においては、平成 21 年 12 月 15 日付け八農委告示第 1 号により、市内全域について別段面積を 30 a と設定しております。別段面積の設定に当たりましては、参考資料の中段に記載しております農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定により基準が定められており、第 1 号、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、第 2 号、設定面積は 10 a 以上であること、第 3 号、設定面積は、設定区域内において設定する面積未満で農地を耕作している者の数が、農地を耕作している者の総数に占める割合の 40% を下らないように算定されるものであること、とされております。このような規定や基準が定められている理由は、地域の平均的な経営規模を勘案しながら、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、一定以上の経営面積を確保させるためでございます。

また、別段面積につきましては、参考資料の下段に記載しております平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知により、毎年、変更の必要性を検討することとされております。

別段面積の変更の必要性の検討に当たりましては、農地法施行規則第 17 条第

1 項第 3 号の基準、農地を耕作している者の数について経営規模別の分布状況を捕捉するため、例年は農林業センサスの調査結果である経営耕地面積規模別総農家数を活用しております。今年も、5 年ごとに実施される農林業センサスの最新の調査結果が公表される年となっておりますが、今日現在、国から詳細な確定値が公表されておらず、県の担当部署に問い合わせしましたところ、県でも経営耕地面積規模別総農家数を把握していないとのことでありましたことから、今回の議案におきましては、県から農林業センサスの最新の調査結果として詳細な確定値が公表されている経営耕地面積規模別経営体数を活用しております。2015 年農林業センサスの数値と比較しますと、経営耕地面積規模別の総農家数と経営体数には大きな差異はないため、検討の上では差し支えないものと判断しております。

現在の当市の農業経営体数の状況でございますが、2020 年農林業センサスによりますと、市内において耕作している農地が 30 a 未満の農業経営体数が、全農業経営体数の約 50%となっております。

以上のことを踏まえまして、昨年 12 月総会において御承認いただいたときと大きな状況の変化は見られないことから、現行のままでよいものと思われまので、別段面積の設定内容の変更は行わず、市内全域、30 a としてよろしいか、御審議くださいますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第43号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

梅津委員

梅津から報告いたします。去る11月29日、内沢農業委員と市庁本館地下会議室において、番号26番を調査してまいりました。資料の3ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の所在地、名称、構成員、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条26番

調査には、受人は当該法人の業務執行社員が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、受人である法人の代表社員と渡人は親族です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、アスパラガス、トマト、枝豆、ピーマンです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約100m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は4年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、自走式草刈機2台、トラクター、軽トラック各1台を所有しております。

なお、この案件は受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

山田委員

山田から報告いたします。去る 11 月 29 日、村上農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 27 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 27 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、弟の息子夫婦が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 1 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は 52 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で、兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機各 2 台、田植機、コンバイン各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第44号、令和3年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古舘主幹

事務局の古舘から、議案第44号、令和3年度第9号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借3件、使用貸借15件の計18件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手8名、貸し手18名で、利用権設定面積は、合計73,658㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、7年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間玄米60kgでございます。

利用集積3番～7番

番号3番から資料6ページの番号7番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積8番

番号8番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間175,000円でございます。

利用集積9番、10番

番号9番と番号10番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、かぼちゃを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 利用集積 11 番、12 番     | <p>番号 11 番と番号 12 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 11 番は水稻とにんにくを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。番号 12 番は水稻を作付けするために、5年間貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 20,000 円でございます。</p> <p>資料の 7 ページをお開き願います。</p> |
| 利用集積 13 番、14 番     | <p>番号 13 番と番号 14 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年5か月間使用貸借するものでございます。</p>   |
| 利用集積 15 番<br>～18 番 | <p>番号 15 番から番号 18 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、4年間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、令和3年12月16日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>  |
| 会長                 | <p>ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>  |
| 会長                 | <p>御質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>   |
| 会長                 | <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>   |
| 日程第 5              | <p>次に、日程第 5、議案第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用</p>   |

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

内沢委員

内沢から報告します。去る 11 月 29 日、村上委員と市庁本館地下会議室において、番号 23 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 23 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、F I T 法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 4 年 1 月 20 日から令和 4 年 5 月 31 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸工業大学から北西側約 850m に位置し、畑、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は豆類等の作付けをしていましたが土地の性質から生産効率が悪く、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

なお、転用面積が 3,000 ㎡を超える農地転用の案件については、総会終了後、青森県農業委員会ネットワーク機構である青森県農業会議に対して意見聴取を行うこととなります。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

村上委員

村上から報告します。去る 11 月 29 日、内沢委員と市庁本館地下会議室において、番号 24 番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 24番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、FIT法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和4年1月10日から令和4年5月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立是川小学校から北東側約700mに位置し、畑、原野に囲まれ、広域農道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

事務局から補足説明をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から補足説明させていただきます。

これまで、太陽光発電設備設置を転用目的とした農地転用許可申請は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法による売電事業を行うためのものがほとんどでございました。FIT法による売電事業を行うためには、経済産業省から認定を受けなければなりません。その認定基準の中に、1つの場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと、とあります。このことにより、1事業者が行う発電設備容量50kWh未満の低圧連系でのFIT法による売電事業の場合、農地転用許可申請に係る審査に当たっては、必要最低限の面積として2,000㎡を基準に判断していました。

しかし、昨年のFIT法改正等により、最近は全国的にFIT法によらない売

電事業を行うための太陽光発電設備の設置が増加傾向にあり、今回、番号 23 番と番号 24 番の案件は、F I T 法によらない売電事業を行うためのものになります。いずれも、具体的な事業計画の内容は、発電した電気を登録小売電気事業者に対して個別の売電契約に基づき売電するというものでございます。登録小売電気事業者とは、電気の小売供給を行う事業をするために経済産業省へ届け出し、登録された事業者のことをいいます。F I T 法によらない売電事業を行うために再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、経済産業省から認定を受ける必要はないため、1つの場所において複数の発電設備を設置してもよいということになります。

今回の案件の転用面積は、番号 23 番は 3,592 m<sup>2</sup>、番号 24 番は 241 m<sup>2</sup>、非農地 1 筆を併用利用して事業面積は 1,841 m<sup>2</sup>となります。これは1つの場所において発電設備容量 50kWh 未満の低圧連系での発電設備が、番号 24 番は1ユニット設置となりますが、番号 23 番は3ユニットと複数設置される事業計画となっているためであり、審査に当たっては、1ユニット当たりの必要最低限の面積として 2,000 m<sup>2</sup>を基準に判断することとなりますので、いずれも適切なものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

はい、三浦委員。

三浦（豊）委員

先月、私もこの F I T 法によらないものを調査して報告しましたけれども、八戸の支社がここを管理しているとお伺いしていましたけれども、それでよろしいですか。

工藤主事

事務局の工藤からお答えします。前回同様、そういった形になります。

三浦（豊）委員

わかりました。

会長

その他にありませんか。

はい、明戸委員。

明戸委員

この間聞きましたら、27万円ですね、反当たり5万円ぐらいですね、賃貸料。売買代金もこの3倍ぐらい払っていますね。こうなりますと、これからどんどん太陽光発電設備設置が増えていく一方だと私は思います。この辺は一つ、みんなで話をしてもいいと思います。

会長

ありがとうございます。これから、まだまだ、こういう事例が出てくる可能性があると考えた方がよいということですね。

その他にありませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第50号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、相続等届出の11月分でご

ございます。資料の 11 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料 11 ページの番号 91 番から資料 14 ページの番号 101 番までの計 11 件となっております。

相続等 91 番～97 番 番号 91 番から資料 13 ページの番号 97 番までは、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

相続等 98 番 番号 98 番は、権利取得事由は時効取得で、取得した権利の種類は所有権でございます。

相続等 99 番～101 番 番号 99 番から資料 14 ページの番号 101 番までは、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 7、  
日程第 8  
会長 次に、日程第 7、報告第 51 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 8、報告第 52 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事 事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 11 月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開  
き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりで  
ございます。

4条 18番、19番

番号18番、番号19番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお  
開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載  
のとおりでございます。

5条 146番

番号146番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 147番

番号147番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条 148番

番号148番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 149番

番号149番、転用目的は通路でございます。

5条 150番

番号150番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 151番

番号151番、転用目的は敷地拡張でございます。

次ページを御覧願います。

5条 152番

番号152番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 153番

番号153番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

5条 154番

番号154番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 155番～157番

番号155番、番号156番、番号157番、転用目的は住宅1棟建築でございま  
す。

次ページを御覧願います。

5条 158番、159番

番号158番、番号159番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第53号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の11月分でございます。資料の23ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条33番、34番

番号33番と番号34番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条35番

番号35番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

次ページをお開き願います。

18条36番

番号36番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和3年12月16日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時29分)